平成２４年（フ）第１０８号
愛媛県今治市南鳥生町１丁目２番４号、前住所名古屋市北区上飯田北町４丁目75番地の４、前々住所愛媛県新居浜市庄内町５―10―37、前々々住所愛媛県新居浜市中村松木２―７―54
債務者　吉川　裕二
1　決定年月日時　平成24年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２４年（フ）第２９５号
福岡県久留米市青峰３丁目９番1736号
債務者　堤　喜代司
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第２９６号
福岡県久留米市本町161番地　第17上野ビル1104号
債務者　安徳　有史
1　決定年月日時　平成24年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第２９７号
福岡県久留米市宮ノ陣４丁目２番37号ニューエルディム福成２棟101号
債務者　吉開　典子
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第３０１号
福岡県久留米市田主丸町菅原867番地11
債務者　小林　哲也
1　決定年月日時　平成24年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第３０２号
福岡県久留米市合川町1300番地　コーポ杉初輪105号
債務者　佐田　典子
1　決定年月日時　平成24年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第３０４号
福岡県久留米市梅満町1311番地１　チェリーハイツ201号
債務者　大下　円花
1　決定年月日時　平成24年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第３０５号
福岡県久留米市安武町安武本1274番地11　公社安武100棟113号
債務者　下坂　　司
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第７０号
福岡県筑後市大字和泉302番地６　サンシャイン筑後203号
債務者　山田　智晨
1　決定年月日時　平成24年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２４年（フ）第１１２号
宮城県栗原市築館字照越寺沢25番地15
債務者　佐々木紀夫
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第１４５号
宮城県遠田郡美里町牛飼字清水江203番地７
債務者　今野　　淳
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第３９３号
山梨県甲斐市玉川266番地３　ベルノス35501
債務者　山本　　勇
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３９４号
山梨県甲斐市玉川266番地３　ベルノス35501
債務者　山本　　実
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３９５号
山梨県甲府市上石田１丁目15番10号
債務者　石水由加里（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２４２号
長野県松本市波田6183番地22
債務者　矢満田眞二
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第２４８号
長野県北安曇郡松川村5725番地347
債務者　平形　秀子
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第２５２号
長野県松本市筑摩２丁目12番16号　アコモアルプス101
債務者　矢島　廣光
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
長野地方裁判所松本支部